

令和3年11月8日

支出負担行為担当官

大阪航空局長 酒井 洋一

「鹿児島空港エプロン照明灯改良その他工事」質疑回答書

標記の仕様書等に関する質疑事項について、下記のとおり回答致します。

記

	図番	質疑事項	回答
1	入札説明書 1ページ 4.競争参加資格 (8) 施工実績	昇降装置(一括電動昇降方式)付き照明灯柱の設置工事とありますが昇降装置を用いない照明器具固定式の国道や県道、公共施設の外灯照明や港湾施設の外灯設備設置工事施工実績は認められないでしょうか	本工事で設置する灯柱は昇降装置(一括電動昇降方式)付きの灯柱で、昇降動作の調整が肝要となることから、昇降装置を用いない灯柱の設置工事は施工実績としては認められません。
2	入札説明書 3ページ 6.(3)1) 工事の施工実績	類似工事(一括電動昇降方式)付き照明灯柱の設置工事に昇降装置を用いない照明器具固定式の国道や県道、公共施設の外灯照明や港湾施設の外灯設備設置工事施工実績は認められないでしょうか	本工事で設置する灯柱は昇降装置(一括電動昇降方式)付きの灯柱で、昇降動作の調整が肝要となることから、昇降装置を用いない灯柱の設置工事は施工実績としては認められません。
3	入札説明書 1ページ 3.工事概要 (4) 工期	令和4年3月18日までの工期について照明器具メーカー回答によりますと製作日数が掛かっている為、現工期内完成は困難な見込みですが工期延長の可能性はありますか	部材納期による工期延伸は不可となります。また、他の理由による場合であっても、年度を超えた工期延伸は不可となります。